「地域発 元気づくり支援金」 佐 久 地 域 審 査 方 針

佐久地域振興局企画振興課

「地域発 元気づくり支援金交付要綱(以下「要綱」といいます。)」第6第6項の 規定による佐久地域の「内示に当たっての方針」を以下のとおり定めます。

1 基本的な考え方

佐久地域は、新幹線や高速道路、中部横断自動車道により首都圏から良好なアクセス環境であり、特徴的な教育を行う教育機関が各地で設立されており、今後の発展の可能性が高い地域です。

今後更なる発展のためには、健康長寿の推進、持続可能な農林業の推進、将来を担う 人材や地域住民の学びの機会の充実、移住者同士・移住者と住民が交流する機会の提供、 住民主体の地域づくり等を進めていく必要があります。

このため、佐久地域では「地域発 元気づくり支援金」の活用により、佐久地域で暮らし活動する多様な人々の協働を促進するとともに、地域の元気を生み出す事業を支援することで、横断的な課題解決を図り、長野県総合5か年計画「佐久地域計画」に沿った地域全体の活力の向上とさらなる発展を目指します。

2 審査方針

審査に当たっては、要綱に基づくほか、前記1の「基本的な考え方」を踏まえて、次に掲げる事業を重視します。

- (1)「地域発元気づくり支援金交付要領(以下「要領」といいます。)第2第5項に 基づき、県全域及び地域で重点的に推進する事項に該当する事業(「重点テーマ」)
- (2) 複数市町村が協働して取り組む事業や、事業効果が一市町村に留まらず広域に 及ぶ事業(「広域性」)
- (3)新しい独創的な取り組みや、事業手法等に先進的なアイデアが見られ、他への 波及効果が期待できる事業 (「新規性・モデル性」)

3 継続事業の取り扱い

要領第2の2の(2)の規定に基づく補助率の引き下げについては、令和5年度においては行わないこととします。

なお、要領別表の5の規定により、工夫や発展性を伴わない事業は、採択しない こととします。

ただし、市町村が行う資材供給事業(花苗供給事業を除く。)については、地域住民の参画を得て地域協働性が強い事業であることから、事業計画書の提出時までに事業

が具体化しているものであって、同一事業箇所で行われるものでない場合に審査の 対象とします。

【工夫や発展性を伴わない事業の例示】

- 事業箇所の変更や事業延長を行うもの。
- 花苗の種類を替えるもの。
- 前年度整備した施設に備品を購入するもの。
- 単なる財源振替のもの。

など

4 選定基準

要綱第6第4項の規定に基づく選定基準については、要領第2第3項(別表)1 から5までの選定基準のほか、前記2の「審査方針」を踏まえ、(別表)6に規定する 「その他、地域振興局長が必要と認める基準」を次のとおり定めます。

| | 全 県 統 一 選 定 基 準 | | | | | 地域振興局長が必要と認める基準 | | | |
|---|-------------------|------|-----|------|------|-----------------|-----|------|--|
| 選 | (要領第2第3項(別表) 1~5) | | | | | (要領第2第3項(別表)6) | | | |
| 定 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | |
| 基 | 住民二一 | 合意形成 | 有効性 | 地域住民 | 継続性・ | 重点テーマ | 広域性 | 新規性· | |
| 準 | ズ・公益 | ・諸手続 | | の参画 | 発展性 | | | モデル性 | |
| | 性 | き | | | | | | | |

5 補助率

要綱第5の規定に基づく支援金の交付額については、下記のとおりとします。

| | 区 分 | ハード事業 | 重点テーマに該当する場合 | ソフト事業 | 重点テーマに該当する場合 |
|-----------------|---------------------|-------|--------------|-------|--------------|
| 市町村・広域連合・一部事務組合 | | 1/2以内 | 2/3以内 | | |
| | 財政力指数が県平均以下 の市町村 | 2/3以内 | 3/4以内 | 3/4以内 | 4/5以内 |
| 公共的団体 | | 2/3妖円 | 3/4从内 | | |

6 補助限度額

原則として、1事業に対する補助限度額は30万円を下限とし500万円を上限とします。

なお、500万円を超える補助額については、選定会議の意見を聴き、定めるもの とします。

また、管外市町村と共同で実施する場合には、該当地域振興局と連携を図り、選定会議の意見を聴き、定めます。